

子供特約

(子供特約 (A型) ・子供特約 (B型・B II型) ・
子供特約 (E型) ・子供特約 [2000])



アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

特約条項

子供特約 (A型)

(2018年4月2日制定)

<この特約の趣旨>

この特約は、新がん保険A型またはがん定期保険A型の個人契約の主たる被保険者の子が、がんの治療を目的として入院した場合に、所定の給付を行うことを主な内容とし、つぎの給付を行います。

- (1) この特約の死亡保険金
この特約の被保険者が、保険期間中にがんを直接の原因として死亡した場合に支払います。
- (2) この特約の入院給付金
この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院した場合に、その入院日数に応じて支払います。
- (3) この特約の在宅療養給付金
この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院し、その退院後、在宅療養をした場合に支払います。

第1条<この特約の締結>

- 1 この特約は保険契約者と会社との間で、新がん保険A型個人契約またはがん定期保険A型個人契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際、保険契約者が会社に申出て、会社が承諾することにより主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条<この特約の口数>

この特約の口数は、主契約の口数と同一とします。

第3条<この特約の保険期間と保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向かって解約されるものとします。

第4条<この特約の被保険者の範囲>

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者とします。

第5条くこの特約の被保険者の資格の得喪

- 1 この特約の契約日に第4条に該当している者については、その契約日に、この特約の被保険者となります。
- 2 この特約の契約日の翌日以後に第4条に該当することとなった者は、該当したときにこの特約の被保険者となります。
- 3 この特約の被保険者が、この特約の契約日以後につきのいずれかに該当したときは、該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
 - (2) 満23歳になったとき

第6条くこの特約の被保険者の責任開始日

- 1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の契約日の翌日以後にこの特約の被保険者となった者については、つぎの取扱をします。
 - (1) この特約の契約日の翌日以後に主契約の主たる被保険者の子として出生し、この特約の被保険者となった者については、前項の責任開始日か、出生した日のいずれか遅い日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の契約日の翌日以後に第5条第2項の規定により、この特約の被保険者となった者については、この特約の被保険者となった日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。

第7条くこの特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金

- 1 この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金（以下、この特約の「入院給付金」と「在宅療養給付金」をあわせて「この特約の給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。

(1) この特約の死亡保険金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること ②責任開始日以後にがんを直接の原因として死亡していること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	100万円
受取人	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者の法定相続人）

(2) この特約の入院給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定さ
------	---

	れていること ②責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院（再入院も含まれます。）していること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	入院治療1日につき1万円
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

(3) この特約の在宅療養給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①この特約の入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院し、在宅療養をしていること ②その入院が20日以上継続した入院であること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	1退院につき15万円を支払います。ただし、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または再入院をした場合のこの特約の在宅療養給付金は、退院後の在宅療養日数に1日当たり7千5百円を乗じた金額とします。この場合、この金額を超える支払済のこの特約の在宅療養給付金については、次に支払うこの特約の給付金、死亡保険金から差し引くものとします。
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

- 2 責任開始日以後に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡した事実が確認された場合には、その死亡日を診断確定日として前項のこの特約の死亡保険金を支払います。ただし、責任開始日の前日以前にがんが診断確定されている場合を除きます。
- 3 この特約の被保険者が第1項の給付金の支払事由に該当する入院期間中または在宅療養期間中に、第5条第3項の規定に従い、この特約の被保険者の資格を喪失した場合には、その継続中の入院期間に対してはこの特約の入院給付金のみを、その継続中の在宅療養期間に対してはこの特約の在宅療養給付金のみを支払います。
- 4 第1項第2号の支払額に規定する入院については、被保険者が入院中ながんと診断確定された場合で、その診断確定日前の入院日数のうち、会社ががんの治療を直接の目的とする入院と認めた日数についても含めるものとします。

第8条<責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知日以前または告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の主たる被保険者、およびこ

の特約のすべての被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効とします。

- 2 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および主契約の主たる被保険者が共に知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または主契約の主たる被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
 - (3) 告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用のある場合には、第16条<告知義務および告知義務違反による解除>、第17条<重大事由による解除>の規定は適用しません。

第9条<この特約の死亡保険金、給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の死亡保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第10条<この特約の死亡払戻金>

この特約に対しては死亡払戻金はありません。

第11条<この特約の保険料払込の免除>

- 1 この特約の契約日以後のこの特約の保険期間中に主契約の主たる被保険者が死亡した場合には、主約款の規定にかかわらず、会社は主契約が消滅しないものとし、つぎの払込方法（回数）ごとの契約応当日以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 この場合、この特約の保険料払込の免除は、保険証券に裏書します。

第12条<この特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第13条<この特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第14条<この特約の保険期間の変更>

- 1 この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

第15条<この特約の分割>

- 1 この特約のみの分割は取り扱いません。
- 2 主契約が分割された場合には、この特約も同時に同じ割合で分割されるものとします。

第16条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第17条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第18条<この特約の解約および主契約の口数減少に伴うこの特約口数の減少>

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 主約款の規定により、主契約の口数を減じた場合には、この特約の口数も同じ口数だけ減じます。この場合、減じた口数に相当するこの特約は解約されたものとして取り扱います。

第19条<この特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第20条<この特約の消滅>

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第21条<この特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第22条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<この特約の締結>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定により、この特約を主契約に付加した場合にはつぎのように取り扱います。
 - (1) この特約の契約日は、第1条<この特約の締結>第2項の規定にかかわらず、会社の定めるところとします。
 - (2) この特約の保険期間はこの特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
 - (3) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに

保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- (4) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<管轄裁判所>

この特約における死亡保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主契約に上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

主契約に被保険者の型が子型の上皮内新生物特約が付加されている場合には、この特約の被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当したときで、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡またはこの特約の入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数に特約1口当たり7千5百円を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払うこの特約の給付金または死亡保険金から差し引くものとします。

子供特約（B型・BⅡ型）

（2018年4月2日制定）

<この特約の趣旨>

この特約は、新がん保険（B型・BⅡ型）またはがん定期保険（B型・BⅡ型）の個人契約の主たる被保険者の子に、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。

(1) この特約の死亡保険金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんを直接の原因として死亡した場合に支払います。

(2) この特約の入院給付金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院した場合に、その入院日数に応じて支払います。

(3) この特約の在宅療養給付金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院し、その退院後、在宅療養をした場合に支払います。

(4) この特約の診断給付金

この特約の被保険者が、保険期間中に初めてがんと診断確定され、がんの治療を開始した場合に支払います。

(5) この特約の通院給付金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院し、その退院後、がんの治療を受けることを直接の目的として通院した場合に、その通院日数に応じて支払います。

第1条<この特約の締結>

1 この特約は保険契約者と会社との間で、新がん保険（B型・BⅡ型）個人契約またはがん定期保険（B型・BⅡ型）個人契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際、保険契約者が会社に申出て、会社が承諾することにより主契約に付加して締結します。

2 この特約の型は、主契約の型と同一とします。

3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条<この特約の口数>

この特約の口数は、主契約の口数と同一とします。

第3条<この特約の保険期間と保険料の払込>

1 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。

3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向けて解約されるものとします。

第4条<この特約の被保険者の範囲>

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者とします。

第5条<この特約の被保険者の資格の得喪>

- 1 この特約の契約日に第4条に該当している者については、その契約日に、この特約の被保険者となります。
- 2 この特約の契約日の翌日以後に第4条に該当することとなった者は、該当したときにこの特約の被保険者となります。
- 3 この特約の被保険者が、この特約の契約日以後につきのいずれかに該当したときは、該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。
 - (1) 主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
 - (2) 満23歳になったとき

第6条<この特約の被保険者の責任開始日>

- 1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の契約日の翌日以後にこの特約の被保険者となった者については、つぎの取扱をします。
 - (1) この特約の契約日の翌日以後に主契約の主たる被保険者の子として出生し、この特約の被保険者となった者については、前項の責任開始日か、出生した日のいずれか遅い日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
 - (2) 前号の場合を除き、この特約の契約日の翌日以後に第5条第2項の規定により、この特約の被保険者となった者については、この特約の被保険者となった日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。

第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>

- 1 この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金(以下、この特約の「入院給付金」、「在宅療養給付金」、「診断給付金」、「通院給付金」をあわせて「この特約の給付金」といいます。)は、つぎのとおりです。
 - (1) この特約の死亡保険金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること ②責任開始日以後にがんを直接の原因として死亡していること
支払額(特約1口・この特約の被保険者1名当たり)	< B型 > 100万円 < B II型 > 60万円
受取人	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者の法定相続人)

(2) この特約の入院給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること ②責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院（再入院も含みます。）していること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	<B型> 入院治療1日につき1万円 <BⅡ型> 入院治療1日につき6千円
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

(3) この特約の在宅療養給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①この特約の入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院し、在宅療養をしていること ②その入院が20日以上継続した入院であること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	<B型> 1退院につき15万円を支払います。 ただし、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または再入院をした場合のこの特約の在宅療養給付金は、退院後の在宅療養日数に1日当たり7千5百円を乗じた金額とします。この場合、この金額を超える支払済のこの特約の在宅療養給付金については、次に支払うこの特約の給付金、死亡保険金から差し引くものとします。 <BⅡ型> 1退院につき10万円を支払います。 ただし、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または再入院をした場合のこの特約の在宅療養給付金は、退院後の在宅療養日数に1日当たり5千円を乗じた金額とします。この場合、この金額を超える支払済のこの特約の在宅療養給付金については、次に支払うこの特約の給付金、死亡保険金から差し引くものとします。
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

(4) この特約の診断給付金

支払事由	この特約の被保険者が責任開始日以後に
------	--------------------

	初めてがんと診断確定され、がんの治療を開始したとき
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	<B型・BⅡ型> 60万円
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

(5) この特約の通院給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①この特約の入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院していること ②その入院が20日以上継続した入院であること ③上記①、②に定める1退院（以下、「1回の退院」といいます。）の後に、がんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として通院していること ④1回の退院につき、つぎの(ア)または(イ)に定める期間（以下、「通院期間」といいます。）内の通院であること (ア)この特約の在宅療養給付金が支払われる場合は、その在宅療養期間（退院日の翌日以後20日以内の期間をいいます。ただし、退院日の翌日以後20日以内の期間に再入院をした場合は、その該当した日の前日までの期間をいいます。以下、同じ。）の最後の日の翌日以後180日以内の期間 (イ)この特約の在宅療養給付金が支払われない場合は、退院日の翌日以後180日以内の期間
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	<B型・BⅡ型> 1回の退院のその通院につき 通院治療1日につき3000円
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

- 2 責任開始日以後に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡した事実が確認された場合には、その死亡日を診断確定日として前項のこの特約の死亡保険金を支払います。ただし、責任開始日の前日以前にがんと診断確定されている場合を除きます。
- 3 この特約の被保険者が第1項のこの特約の入院給付金の支払事由に該当する入院期間中、在宅療養期間（在宅療養期間中に死亡した場合は、その死亡した日までの期間とします。以下、本項において同じ。）中または通院期間中に、

- 第5条第3項の規定に従い、この特約の被保険者の資格を喪失した場合には、その継続中の入院期間に対してはこの特約の入院給付金のみを、その継続中の在宅療養期間に対してはこの特約の在宅療養給付金のみを、その継続中の通院期間に対してはこの特約の通院給付金のみを支払います。
- 4 この特約の被保険者が、同一の日に2回以上第1項に定める通院をしたときは、1回の通院とみなして取り扱い、この特約の通院給付金は重複して支払いません。この場合、支払わないこととなる通院については、通院した日数には含めません。
 - 5 この特約の被保険者が第1項のこの特約の入院給付金の支払事由に該当する入院期間中または在宅療養期間中に、第1項に定める通院をした場合については、この特約の通院給付金は支払いません。
 - 6 この特約の被保険者が、在宅療養期間中に再入院をすることにより、新たに通院期間が定められる場合は、第1項の規定にかかわらず、すでに定められた通院期間はなかったものとしします。
 - 7 この特約の被保険者が、通院期間中に再入院をすることにより、新たに通院期間が定められる場合は、第1項の規定にかかわらず、すでに定められた通院期間は、その再入院をした日の前日に終了したものとしします。
 - 8 この特約の通院給付金の支払限度は、つぎのとおりとしします。
 - (1) 1回の退院のその通院については、支払日数（この特約の通院給付金を支払う日数。以下、同じ。）30日をもって限度としします。
 - (2) 通算支払限度は、保険期間を通じてこの特約の各被保険者について、それぞれ支払日数を通算して700日としします。
 - 9 この特約の診断給付金の支払は、保険期間を通じてこの特約の各被保険者につき1回のみとしします。
 - 10 第1項第2号の支払額に規定する入院については、被保険者が入院中がんと診断確定された場合で、その診断確定日前の入院日数のうち、会社ががんの治療を直接の目的とする入院と認めた日数についても含めるものとしします。

第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知日以前または告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の主たる被保険者、およびこの特約のすべての被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効としします。
- 2 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。
 - (1) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および主契約の主たる被保険者が共に知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または主契約の主たる

る被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻し
ません。

- (3) 告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前
日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定さ
れていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用のある場合には、第16条<告知義務および告
知義務違反による解除>、第17条<重大事由による解除>
の規定は適用しません。

第9条<この特約の死亡保険金、給付金の請求、支払時期お よび支払場所>

この特約の死亡保険金または給付金の請求、支払時期お
よび支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、
「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第10条<この特約の死亡払戻金>

この特約に対しては死亡払戻金はありません。

第11条<この特約の保険料払込の免除>

- 1 この特約の契約日以後のこの特約の保険期間中に主契約
の主たる被保険者が死亡した場合には、主約款の規定にか
かわらず、会社は主契約が消滅しないものとし、つぎの払
込方法（回数）ごとの契約応当日以後のこの特約の保険料
の払込を免除します。
- 2 この場合、この特約の保険料払込の免除は、保険証券に
裏書します。

第12条<この特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を
失います。

第13条<この特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この
特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は前項の規定により請求されたこの特約の復活を承
諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活
の取扱をします。

第14条<この特約の保険期間の変更>

- 1 この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保
険期間も同時に同じ期間に変更されるものとします。

第15条<この特約の分割>

- 1 この特約のみの分割は取り扱いません。
- 2 主契約が分割された場合には、この特約も同時に同じ割
合で分割されるものとします。

第16条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者
に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特
約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告
知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合
の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」
とあるのを「保険契約者または主契約の主たる被保険者」
と読み替えます。

第17条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第18条<この特約の解約および主契約の口数減少に伴うこの特約口数の減少>

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 主約款の規定により、主契約の口数を減じた場合には、この特約の口数も同じ口数だけ減じます。この場合、減じた口数に相当するこの特約は解約されたものとして取り扱います。

第19条<この特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第20条<この特約の消滅>

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第21条<この特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第22条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<この特約の締結>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定により、この特約を主契約に付加した場合にはつぎのように取り扱います。
 - (1) この特約の契約日は、第1条<この特約の締結>第3項の規定にかかわらず、会社の定めるところとします。
 - (2) この特約の保険期間はこの特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
 - (3) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
 - (4) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
 - (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<管轄裁判所>

この特約における死亡保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主契約に上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

主契約に被保険者の型が子型の上皮内新生物特約が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

- (1) この特約の被保険者が、この特約の通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合でも、上皮内新生物特約の特約入院給付金が支払われる日については、第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第1項の規定にかかわらず、この特約の通院給付金は支払いません。
- (2) この特約の被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当した場合で、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡またはこの特約の入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数につぎに定める金額を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払うこの特約の給付金または死亡保険金から差し引くものとします。

この特約の型	B型	BⅡ型
金額(特約1口当たり)	7千5百円	5千円

- (3) 第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金、通院給付金>第8項を、つぎのとおり読み替えます。

8 各被保険者について、この特約の通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

- (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
- (2) この特約の保険期間を通じ、この特約の通院給付金および上皮内新生物特約の特約通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。

子供特約（E型）

（2018年4月2日制定）

＜この特約の趣旨＞

この特約は、新がん保険E型の個人契約の主たる被保険者の子が、がんの治療を目的として入院した場合に、所定の給付を行うことを主な内容とし、つぎの給付を行います。

(1) この特約の死亡保険金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんを直接の原因として死亡した場合に支払います。

(2) この特約の入院給付金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院した場合に、その入院日数に応じて支払います。

(3) この特約の在宅療養給付金

この特約の被保険者が、保険期間中にがんの治療を受けることを直接の目的として入院し、その退院後、在宅療養をした場合に支払います。

第1条＜この特約の締結＞

- 1 この特約は保険契約者と会社との間で、新がん保険E型個人契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際、保険契約者が会社に申出て、会社が承諾することにより主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜この特約の口数＞

この特約の口数は、主契約の口数と同一とします。

第3条＜この特約の保険期間と保険料の払込＞

- 1 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約はその保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されるものとします。

第4条＜この特約の被保険者の範囲＞

この特約の被保険者は、主契約の主たる被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者とします。

第5条＜この特約の被保険者の資格の得喪＞

- 1 この特約の契約日に第4条に該当している者については、その契約日に、この特約の被保険者となります。
- 2 この特約の契約日の翌日以後に第4条に該当することとなった者は、該当したときにこの特約の被保険者となります。
- 3 この特約の被保険者が、この特約の契約日以後につきのいずれかに該当したときは、該当した時からこの特約の被保険者の資格を喪失します。

- (1) 主たる被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主たる被保険者の死亡による場合を除きます。
 (2) 満23歳になったとき

第6条<この特約の被保険者の責任開始日>

- 1 この特約の契約日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
 2 前項の規定にかかわらず、この特約の契約日の翌日以後にこの特約の被保険者となった者については、つぎの取扱をします。
 (1) この特約の契約日の翌日以後に主契約の主たる被保険者の子として出生し、この特約の被保険者となった者については、前項の責任開始日か、出生した日のいずれか遅い日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。
 (2) 前号の場合を除き、この特約の契約日の翌日以後に第5条第2項の規定により、この特約の被保険者となった者については、この特約の被保険者となった日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。

第7条<この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金>

- 1 この特約の死亡保険金、入院給付金、在宅療養給付金（以下、この特約の「入院給付金」と「在宅療養給付金」を合わせて「この特約の給付金」といいます。）は、つぎのとおりです。
 (1) この特約の死亡保険金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること ②責任開始日以後にがんを直接の原因として死亡していること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	60万円
受取人	死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者の法定相続人）

(2) この特約の入院給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①責任開始日以後に初めてがんと診断確定されていること ②責任開始日以後にがんの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院（再入院も含みます。）していること
------	--

支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	入院治療1日につき6千円
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

(3) この特約の在宅療養給付金

支払事由	この特約の被保険者がつぎのすべてに該当したとき ①この特約の入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院し、在宅療養をしていること ②その入院が20日以上継続した入院であること
支払額（特約1口・この特約の被保険者1名当たり）	1退院につき10万円を支払います。ただし、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡または再入院をした場合のこの特約の在宅療養給付金は、退院後の在宅療養日数に1日当たり5千円を乗じた金額とします。この場合、この金額を超える支払済のこの特約の在宅療養給付金については、次に支払うこの特約の給付金、死亡保険金から差し引くものとします。
受取人	給付金受取人（給付金受取人の指定のないときは、この特約の当該被保険者）

- 責任開始日以後に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡した事実が確認された場合には、その死亡日を診断確定日として前項のこの特約の死亡保険金を支払います。ただし、責任開始日の前日以前にがんと診断確定されている場合を除きます。
- この特約の被保険者が第1項の給付金の支払事由に該当する入院期間中または在宅療養期間中に、第5条第3項の規定に従い、この特約の被保険者の資格を喪失した場合には、その継続中の入院期間に対してはこの特約の入院給付金のみを、その継続中の在宅療養期間に対してはこの特約の在宅療養給付金のみを支払います。
- 第1項第2号の支払額に規定する入院については、被保険者が入院中ながんと診断確定された場合で、その診断確定日前の入院日数のうち、会社ががんの治療を直接の目的とする入院と認めた日数についても含めるものとします。

第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- この特約の被保険者が、告知日以前または告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の主たる被保険者、およびこの特約のすべての被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効とします。
- 前項の場合、すでに払い込まれたこの特約の保険料はつぎのように取り扱います。

- (1) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者および主契約の主たる被保険者が共に知らなかった場合には、保険契約者に払い戻します。
 - (2) 告知日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または主契約の主たる被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。
 - (3) 告知日からこの特約の当該被保険者の責任開始日の前日以前に、この特約の当該被保険者ががんと診断確定されていた場合には、保険契約者に払い戻します。
- 3 本条の適用のある場合には、第16条<告知義務および告知義務違反による解除>、第17条<重大事由による解除>の規定は適用しません。

第9条<この特約の死亡保険金、給付金の請求、支払時期および支払場所>

この特約の死亡保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第10条<この特約の死亡払戻金>

この特約に対しては死亡払戻金はありません。

第11条<この特約の保険料払込の免除>

- 1 この特約の契約日以後のこの特約の保険期間中に主契約の主たる被保険者が死亡した場合には、主約款の規定にかかわらず、会社は主契約が消滅しないものとし、つぎの払込方法（回数）ごとの契約応当日以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 この場合、この特約の保険料払込の免除は、保険証券に裏書します。

第12条<この特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第13条<この特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとし、
- 2 会社は前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第14条<この特約の保険期間の変更>

- 1 この特約のみの保険期間の変更は取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も同時に同じ期間に変更されるものとし、

第15条<この特約の分割>

- 1 この特約のみの分割は取り扱いません。
- 2 主契約が分割された場合には、この特約も同時に同じ割合で分割されるものとし、

第16条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第17条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第18条<この特約の解約および主契約の口数減少に伴うこの特約口数の減少>

- 1 保険契約者は、いつでも将来に向けてこの特約を解約することができます。
- 2 主約款の規定により、主契約の口数を減じた場合には、この特約の口数も同じ口数だけ減じます。この場合、減じた口数に相当するこの特約は解約されたものとして取り扱います。

第19条<この特約の解約払戻金>

この特約の解約払戻金はありません。

第20条<この特約の消滅>

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

第21条<この特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第22条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第23条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<この特約の締結>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定めるところにより、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定により、この特約を主契約に付加した場合にはつぎのように取り扱います。
 - (1) この特約の契約日は、第1条<この特約の締結>第2項の規定にかかわらず、会社の定めるところとします。
 - (2) この特約の保険期間はこの特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとします。
 - (3) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料(保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。)については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間(1か月

未満の端数は切り捨てます。)に対応した保険料相当額を保険契約者(保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人)に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。

- (4) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (5) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第24条<管轄裁判所>

この特約における死亡保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条<主契約に上皮内新生物特約が付加されている場合の特則>

主契約に被保険者の型が子型の上皮内新生物特約が付加されている場合には、この特約の被保険者が、上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払事由に該当したときで、退院日の翌日以後20日以内の期間に死亡またはこの特約の入院給付金の支払われる入院をしたときには、「支払済の上皮内新生物特約の特約在宅療養給付金の支払額から退院後の在宅療養日数に特約1口当たり5千円を乗じて得た金額を差し引いた金額」を、次に支払うこの特約の給付金または死亡保険金から差し引くものとします。

子供特約〔2000〕

(2020年1月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、がん保険〔2000〕に付加することによって、主契約の被保険者の子ががんと診断確定された場合に特約診断給付金を、がんの治療を受けることを直接の目的として入院をした場合に特約入院給付金を、所定の入院の後に生存して退院した場合に特約在宅療養給付金を、その後がんの治療を受けることを直接の目的として通院をした場合に特約通院給付金を、がんを直接の原因として死亡した場合に特約死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条＜特約の締結および保険期間の始期＞

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間でがん保険〔2000〕（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、会社の定める範囲で主契約に付加して締結します。ただし、主契約が個人契約であることを要します。
- 2 この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）を受け取った時か、この特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- 3 この特約の契約日は、主契約の契約日と同一とします。

第2条＜特約の被保険者の範囲および資格の得喪＞

- 1 この特約の被保険者は、主契約の被保険者と同一戸籍にその子として記載されている満23歳未満の者（以下、「子」といいます。）とします。ただし、会社が告知書にもとづく選択上、引き受けられないと認めた子があった場合には、保険契約者の同意を得て、この特約の被保険者からその子を除きます。
- 2 この特約の締結時に前項に該当している者は、この特約の締結時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- 3 この特約の締結後に第1項に該当することになった者は、該当した時からこの特約の被保険者の資格を得るものとします。
- 4 この特約の締結後につぎの各号のいずれかに該当したときは、該当した時から当該被保険者はこの特約の被保険者としての資格を失います。
 - (1) 主契約の被保険者と同一戸籍でなくなったとき。ただし、主契約の被保険者の死亡による場合を除きます。
 - (2) 満23歳になったとき

第3条＜特約の責任開始＞

- 1 この特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日をこの特約の責任開始日（以下、「責任開始日」といいます。）とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の保険期間の始期からこの特約上の責任を負います。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約の締結後に新たに出生した子については、出生日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任

を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、出生した時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

- (2) 前号の場合を除き、この特約の締結後にこの特約の被保険者の資格を得た者については、この特約の被保険者の資格を得た日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日か、前項に定める責任開始日のいずれか遅い日を当該被保険者の責任開始日とし、会社は、その日からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、会社は、この特約の被保険者の資格を得た時か、この特約の保険期間の始期のいずれか遅い時からこの特約上の責任を負います。

第4条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>

- 1 この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、主契約の保険期間および保険料払込期間と同一とします。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料と同時に払い込むものとし、主契約の保険料が前納のときは、この特約の保険料も前納とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、その未払込保険料の払込期月に属する契約応当日から将来に向って解約されたものとしてします。

第5条<がんの定義および診断確定>

- 1 この特約において「がん」とは、別表27に定める悪性新生物をいいます。
- 2 がんの診断確定は、日本の医師の資格を持つ者（日本の医師の資格を持つ者と同等の日本国外の医師を含みます。以下、「医師」といいます。）によって、病理組織学的所見（生検を含みます。以下同じ。）によりなされたものでなければなりません。ただし、病理組織学的検査が行われなかった場合には、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときに限り、その診断確定も認めます。

第6条<特約の給付の種類、特約給付金等、家族給付割合の指定>

- 1 この特約の給付の種類は、つぎのとおりとします。
 - (1) 特約診断給付金
 - (2) 特約入院給付金
 - (3) 特約在宅療養給付金
 - (4) 特約通院給付金
 - (5) 特約死亡保険金（以下、「特約診断給付金」、「特約入院給付金」、「特約在宅療養給付金」、「特約通院給付金」を総称して「特約給付金」と、「特約給付金」と「特約死亡保険金」をあわせて「特約給付金等」といいます。）
- 2 この特約において支払う特約給付金等は、主契約において指定された給付金等により、つぎのとおり指定されるものとします。
 - (1) 主契約において診断給付金が指定されている場合
特約診断給付金
 - (2) 主契約において入院給付金が指定されている場合
特約入院給付金
 - (3) 主契約において在宅療養給付金が指定されている場合

特約在宅療養給付金

(4) 主契約において通院給付金が指定されている場合
特約通院給付金

(5) 主契約において死亡保険金が指定されている場合
特約死亡保険金

3 第7条<特約給付金等の支払>の規定にかかわらず、前項において指定されなかった特約給付金等の支払はありません。

4 保険契約者は、この特約の締結の際、家族給付割合を、会社所定の範囲内で指定してください。

5 前項において指定された家族給付割合は、変更することができません。

第7条<特約給付金等の支払>

1 特約給付金等の支払は、つぎのとおりとします。

(1) 特約診断給付金

特約給付金等を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中にがんが診断確定されたとき
支払額	主契約の基準診断給付金額の2倍に家族給付割合を乗じて得た金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(2) 特約入院給付金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をしたとき ①責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ②別表21-1に定める病院または診療所における別表22-1に定める入院
支払額	「主契約の入院給付金日額（入院中に主契約の入院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の主契約の入院給付金日額とします。）に家族給付割合を乗じて得た金額」×「入院日数（がんの治療を直接の目的とした入院日数とします。以下、本項において同じ。）」
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(3) 特約在宅療養給付金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につぎのすべてを満たす入院をした後、生存して退院したとき ①特約入院給付金が支払われる入院 ②上記①の入院日数が継続して20日以上 の入院
支払額	1回の退院につき、主契約の在宅療養給付金額（退院した日現在の主契約の在宅療養給付金額とします。）に家族給付割合を乗じて得た金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(4) 特約通院給付金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中につきのすべてに該当したとき ①つぎの(ア)および(イ)のすべてを満たす入院をしていること (ア)特約入院給付金が支払われる入院 (イ)上記(ア)の入院日数が継続して5日以上入院 ②つぎの(ア)から(イ)のすべてを満たす通院をしていること (ア)上記①の入院の直接の原因となったがんの治療を直接の目的とする通院 (イ)上記①の入院の退院日の翌日以後180日以内の期間(以下、「通院期間」といいます。)に行われた通院 (ウ)別表21-1に定める病院または診療所(ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。)への通院 (エ)別表23-1に定める通院
支払額	通院1日あたり、主契約の通院給付金日額(通院期間中に主契約の通院給付金日額の減額があった場合には、各日現在の主契約の通院給付金日額とします。)に家族給付割合を乗じて得た金額
受取人	支払事由に該当したこの特約の被保険者

(5) 特約死亡保険金

支払事由	この特約の被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因として死亡したとき
支払額	主契約の死亡保険金額に家族給付割合を乗じて得た金額
受取人	主契約の被保険者

- 2 主契約の被保険者が死亡した時以後の特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人とします。これにより特約死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合には、その受取割合は均等とします。
- 3 特約給付金が支払われる前に支払事由に該当したこの特約の被保険者が死亡したときは、会社は、未払の特約給付金を、主契約の被保険者に支払います。ただし、主契約の被保険者がすでに死亡している場合を除きます。
- 4 この特約の同一の被保険者について、特約診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じ1回のみとします。
- 5 この特約の同一の被保険者が、がん以外の事由によって入院をし、その入院中にがんと診断確定された場合には、がんの治療を開始したと会社が認めた日から、がんの治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなして取り扱います。

- 6 この特約の同一の被保険者が、転入院または再入院をした場合で、その転入院または再入院につき、前入院から継続して入院していたとみなすべき事情があると会社が認めたときには、前入院から継続していたものとみなして取り扱います。
- 7 この特約の被保険者が、特約入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している当該被保険者の入院は、この特約の有効中の入院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第2条<特約の被保険者の範囲および資格の得喪>第4項の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - (3) 第18条<主契約の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- 8 この特約の同一の被保険者が、特約入院給付金の支払事由に該当した入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に入院を開始した場合には、第1項の規定にかかわらず、その入院の退院については、特約在宅療養給付金は支払いません。
- 9 この特約の被保険者が、第1項第3号に定める入院をし、その入院中につきの各号のいずれかの事由が発生したときは、その事由が生じた時を含んで継続している入院のその退院については、この特約の有効中の退院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第2条<特約の被保険者の範囲および資格の得喪>第4項の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - (3) 第18条<主契約の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき
- 10 この特約の同一の被保険者が、同一の日に2回以上通院をした場合には、特約通院給付金は重複して支払いません。
- 11 この特約の同一の被保険者が、特約入院給付金が支払われる日に特約通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第1項の規定にかかわらず、特約通院給付金は支払いません。
- 12 この特約の同一の被保険者が、通院期間中に特約入院給付金が支払われる入院をすることにより、新たに通院期間が定められる場合には、第1項第4号の規定にかかわらず、すでに定められた通院期間は、その入院を開始した日の前日に終了したものとします。
- 13 この特約の被保険者が、つぎの各号のいずれかの事由が生じた時を含んで継続している通院期間中に通院したときは、その当該被保険者の通院を、この特約の有効中の通院とみなして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 第2条<特約の被保険者の範囲および資格の得喪>第4項の規定により、この特約の被保険者としての資格を失ったとき
 - (3) 第18条<主契約の責任開始日の前日以前にがんが診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>第1項第1号の規定により、この特約が消滅したとき

- 14 この特約の同一の被保険者についての特約通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。
- (1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。
 - (2) この特約の保険期間を通じ、特約通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。
- 15 この特約の被保険者が、責任開始日以後のこの特約の保険期間中に死亡し、その後のがんを直接の原因として死亡した事実が確認された場合には、その死亡日のがんと診断確定されたものとみなして特約死亡保険金を支払います。この場合、会社は、特約診断給付金を支払いません。
- 16 特約給付金の受取人は第25条<特約給付金受取人指定特則>および第29条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>を除き、支払事由に該当したこの特約の被保険者以外の者に変更することはできません。
- 17 特約死亡保険金の受取人は第25条<特約給付金受取人指定特則>および第29条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>を除き、主契約の被保険者以外の者に変更することはできません。

第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>

- 1 この特約の被保険者が、告知前または告知の時から当該被保険者の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者、主契約の被保険者およびこの特約の被保険者のその事実の知、不知にかかわらず、会社は、この特約を無効（この特約の復活の際は復活の取扱を無効）とします。
- 2 前項の場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) この特約の締結の際の無効の場合
この特約の締結の際の告知前に、この特約の被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または主契約の被保険者のいずれかが知っていた場合には、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。その他の場合には、会社は、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (2) この特約の復活の際の無効の場合
 - ① この特約の復活の際の告知前に、この特約の被保険者ががんと診断確定されていた事実を、保険契約者または主契約の被保険者のいずれかが知っていた場合には、会社は、この特約の復活の際に払い込まれた金額およびこの特約の復活以後に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻しません。その他の場合には、会社は、この特約の復活の際に払い込まれた金額および復活以後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ② この特約は、この特約の復活前の状態で第11条<特約の失効>に定めるこの特約の解約払戻金の請求があったものとして取り扱います。
- 3 本条の適用のある場合には、第14条<告知義務および告知義務違反による解除>および第15条<重大事由による解除>の規定は適用しません。

第9条<特約の保険料の払込免除>

- 1 この特約の保険期間の始期以後のこの特約の保険料払込期間中につきの各号のすべてに該当したときには、この特約は当初

定めたこの特約の保険期間の満了する日まで有効に継続し、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。

- (1) 主契約の被保険者が死亡していること
 - (2) この特約の被保険者の資格を有する者が生存していること
- 2 前項の規定によりこの特約の保険料の払込を免除した場合には、つぎのとおりとします。
- (1) 払込を免除したこの特約の保険料は、払込期月の契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
 - (2) 主契約の被保険者が死亡した時以後の特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由に該当したこの特約の被保険者の死亡時の法定相続人となります。
 - (3) 前号の規定により特約死亡保険金の受取人となった者が2人以上いる場合には、その受取割合は均等とします。

第10条<特約給付金等または特約の保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所>

この特約の特約給付金等または保険料の払込免除の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定を準用します。

第11条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約払戻金があるときは、これを請求することができます。

第12条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社が、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾したときは、この特約の延滞保険料を受け取った時か、この特約の復活の際のこの特約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から、会社は、この特約の保険料の払込免除についてこの特約上の責任を負い、その時の属する日をこの特約の復活日とします。この場合、責任開始日はつぎのとおりとし、会社は、その日から、特約給付金等の支払についてこの特約上の責任を負います。
 - (1) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月以内の場合
第3条<特約の責任開始>に定める責任開始日
 - (2) この特約の復活日がこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて3か月をこえている場合
この特約の復活日
- 3 前項のほか、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>

- 1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間は、変更後の主契約の保険期間と同一の保険期間に変更されるものとします。
- 2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間は、変更後の主契約の保険料払込期間と同一の保険料払込期間に変更されるものとします。

- 3 前2項の場合、会社は、主約款の保険期間の変更の規定、主約款の保険料払込期間の変更の規定を準用して、この特約の保険期間の変更、この特約の保険料払込期間の変更を取り扱いません。

第14条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際し、この特約の被保険者に関する告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。この場合、主約款中「保険契約者」とあるのを「保険契約者または主契約の被保険者」と読み替えます。

第15条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除の規定を準用します。

第16条<特約の解約>

- 1 保険契約者は、将来に向けてこの特約を解約し、この特約の解約払戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

第17条<特約の消滅>

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。
 - (1) 主契約が個人契約から家族契約に変更されたとき
 - (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、第9条<特約の保険料の払込免除>の規定により、この特約の保険料の払込が免除される場合を除きます。
- 2 前項の規定によりこの特約が消滅した場合には、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- 3 この特約のすべての被保険者が第2条<特約の被保険者の範囲および資格の得喪>第4項の規定に該当したときは、保険契約者は、この特約の解約を請求することができます。請求がないときは、この特約は継続しているものとします。

第18条<主契約の責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていたことにより、主契約が無効とされた場合の取扱>

- 1 主約款の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定により主契約が無効とされた場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) この特約は同時に消滅し、消滅時までには効力があつたものとします。この場合、会社は、この特約の解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が無効とされた時がこの特約の責任開始日の前日以前の場合には、会社は、この特約を無効とし、すでに払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
 - (3) 第9条<特約の保険料の払込免除>の規定は適用しません。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約の第8条<責任開始日の前日以前にがんと診断確定されていた場合>の規定によりこの特約が無効とされる場合、または第14条<告知義務および告知

義務違反による解除>もしくは第15条<重大事由による解除>の規定によりこの特約が解除される場合には、本条の規定は適用しません。

第19条<特約の解約払戻金>

- 1 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が同一の場合、この特約の解約払戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。

第20条<特約の契約者配当>

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第21条<特約の更新>

- 1 主契約が更新されたときには、この特約も同時に更新されるものとします。
- 2 本条の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の自動更新の規定または申出による更新の規定を準用します。

第22条<管轄裁判所>

特約給付金等またはこの特約の保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第24条<中途付加する場合の特則>

- 1 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第1項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を充当する期間の初日（以下、第1条<特約の締結および保険期間の始期>第3項の規定にかかわらず、「この特約の契約日」といいます。）を、会社の定める範囲内で、つぎのとおり定めるものとします。
 - ① 月払契約の場合
主契約の月単位の契約応当日（契約応当日のない月については、その月の末日を契約応当日とします。本特約条項を通じて同じ。）
 - ② 半年払契約の場合
主契約の半年単位の契約応当日
 - ③ 年払契約の場合
主契約の年単位の契約応当日
 - (2) この特約の第1回保険料は、主契約の払込期月中に主契約の払込方法（経路）にしたがい、主契約の保険料と同時に払い込んでください。
 - (3) この特約の第1回保険料の払込については、同時に払い込む主契約の保険料と同じ猶予期間があります。
 - (4) 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この特約の中途付加はなかったものとします。この場合、猶予期間中に

保険事故が発生しても主約款の規定は準用しません。

2 この特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条<特約の締結および保険期間の始期>第2項の規定にかかわらず、会社は、この特約の第1回保険料を受け取った時か前項に定めるこの特約の契約日（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）のいずれか早い時をこの特約の保険期間の始期とします。
- (2) 第4条<特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込>第1項の規定にかかわらず、この特約の保険期間は、この特約の契約日から主契約の保険期間の満了する日までとし、この特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。
- (3) 第1号に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からこの特約の契約日の前日までの間にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項第1号の規定（保険料口座振替特約または保険料クレジットカード支払特約により変更された内容を含みます。）にかかわらず、この特約の保険期間の始期の属する日の直前の主契約の月単位の契約応当日をこの特約の契約日とし、この特約の保険期間およびこの特約の保険料払込期間は、その日を基準として再計算し、この特約の保険料に過不足があれば精算します。この場合、この特約の保険期間の始期の変更はありません。
- (4) この特約の保険料は、つぎのとおりとします。
 - ① 主契約の保険期間が終身で定めてあるとき
この特約の契約日における主契約の被保険者の満年齢により計算します。
 - ② 主契約の保険期間が終身以外で定めてあるとき
この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における主契約の被保険者の満年齢により計算します。
- (5) 前号②の場合、この特約の第1回保険料については、会社の定めた方法で計算した金額の払込を要することがあります。
- (6) 第13条<特約の保険期間、保険料払込期間の変更>第1項および第2項を、つぎのとおり読み替えます。

1 主契約の保険期間が変更された場合には、この特約の保険期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険期間の満了する日までとします。

2 主契約の保険料払込期間が変更された場合には、この特約の保険料払込期間も変更されるものとし、変更後のこの特約の保険料払込期間は、この特約の契約日から変更後の主契約の保険料払込期間の満了する日までとします。

(7) 第19条<特約の解約払戻金>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なる場合、この特約の解約払戻金は、経過年月数（保険料払込期間中の保険契約において、経過年月数が払込年月数を超える場合は、払込年月数）により計算します。ただし、主契約の保険期間が終身以外で定めてあるときは、この特

約の契約日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合を除き、この特約の契約日直前の主契約の年単位の契約応当日からこの特約の契約日までの月数を加算して計算します。

- (8) 年払契約または半年払契約において、この特約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合、その払込期月に対応するものとして払い込まれた保険料（保険料の払込免除事由に該当した後に、払い込まれたものとして取り扱われる保険料を除きます。）については、会社は、会社の定めるところにより未経過期間（1か月未満の端数は切り捨てます。）に対応した保険料相当額を保険契約者（保険金を支払うときは、保険金とともに保険金の受取人）に支払います。ただし、月払契約の場合は支払いません。
- (9) 前号の場合、支払う金額の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- (10) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第25条<特約給付金受取人指定特則>

- 1 本特則は、この特約の締結の際または締結後に、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、この特約に付加して締結します。ただし、主契約に法人契約特則が付加されている場合には、本特則の付加は取り扱いません。
- 2 前項の規定により本特則を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約者は、第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、特約給付金の受取人を指定することができます。
 - (2) 第7条<特約給付金等の支払>第3項の規定は適用しません。
 - (3) 保険契約者は、第1号において指定された特約給付金の受取人を変更することができます。この場合、主約款の死亡保険金受取人の変更の規定を準用します。
 - (4) 特約給付金の受取人の変更が行われ、変更後の特約給付金の受取人が支払事由に該当したこの特約の被保険者の場合には、本特則は特約給付金の受取人の変更と同時に効力を失うものとします。
 - (5) 本特則の付加は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第26条<主契約に保険料一時払特則が付加されている場合の特則>

主契約に保険料一時払特則が付加されている場合には、この特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とします。

第27条<主契約に診断給付金複数回支払特則が付加されている場合の特則>

主契約に診断給付金複数回支払特則が付加されている場合で、この特約の同一の被保険者が、すでに特約診断給付金が支払われた後に新たながん（「責任開始日以後のこの特約の保険期間中にすでに診断確定を受けているがん」が転移して生じたがんを除きます。以下、本条において同じ。）の診断確定を受けたときには、第7条<特約給付金等の支払>第4項の規定にかかわらず、会社は、特約診断給付金を支払います。ただし、最終

の特約診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年以内に新たながんの診断確定を受けた場合には、会社は、特約診断給付金を支払いません。

第28条<主契約に低解約払戻金特則が付加されている場合の特則>

主契約に低解約払戻金特則が付加されている場合で、この特約の保険期間とこの特約の保険料払込期間が異なるときには、つぎのとおりとします。

(1) 主契約の低解約払戻金特則が低解約払戻金割合を指定する方法の場合

この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金は、第19条<特約の解約払戻金>第2項の規定にかかわらず、第19条<特約の解約払戻金>第2項の規定により計算したこの特約の解約払戻金に、主約款において指定された低解約払戻金割合を乗じて計算します。

(2) 主契約の低解約払戻金特則が解約払戻金を0と指定する方法の場合

第19条<特約の解約払戻金>第2項の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間中のこの特約の解約払戻金はありません。

第29条<主契約に法人契約特則が付加されている場合の特則>

主契約に法人契約特則が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約給付金等の受取人とします。

(2) 第7条<特約給付金等の支払>第2項および第3項の規定は適用しません。

第30条<主契約に上皮内新生物特約〔2000〕が付加されている場合の特則>

主契約に特約の被保険者の型が子型の上皮内新生物特約〔2000〕が付加されている場合には、つぎのとおりとします。

(1) この特約の同一の被保険者が、上皮内新生物特約〔2000〕の特約入院給付金が支払われる日に特約通院給付金の支払事由に該当する通院をした場合には、第7条<特約給付金等の支払>第1項の規定にかかわらず、特約通院給付金は支払いません。

(2) 第7条<特約給付金等の支払>第14項を、つぎのとおり読み替えます。

14 この特約の同一の被保険者についての特約通院給付金を支払う日数の限度は、つぎのとおりとします。

(1) 1回の退院のその通院については、30日をもって限度とします。

(2) この特約の保険期間を通じ、特約通院給付金および上皮内新生物特約〔2000〕の特約通院給付金を支払う日数を通算して700日をもって限度とします。

第31条<その他>

この特約で使用している用語の意義は下記の通りです。

(1) 治療を直接の目的とする入院

「治療を直接の目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、治療処置を伴わない検査、リハビリテーションなどのための入院は該当しません。

- (2) がんの治療を直接の目的とする入院
「がんの治療を直接の目的とする入院」には、厚生労働大臣の定める施設基準（平成30年3月5日厚生労働省告示第44号）に適合しているものとして都道府県知事に届出が行われた緩和ケア病棟（緩和ケア病棟と同等の施設を含みます。）における入院を含みます。
- (3) 治療を直接の目的とする通院
「治療を直接の目的とする通院」には、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取のみの通院は該当しません。

別表

別表1 請求書類

<子供特約（A型）>

1. この特約の死亡保険金、この特約の給付金の請求書類

項目	必要書類
この特約の死亡保険金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書）・病理組織検査報告書・当該被保険者の戸籍抄本・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券
この特約の給付金 ・この特約の入院給付金 ・この特約の在宅療養給付金	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・会社所定の様式による医師の診断書・病理組織検査報告書・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（この特約の入院給付金の場合）・会社所定の様式による医師の在宅療養の証明書（この特約の在宅療養給付金の場合）・当該被保険者の戸籍抄本・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none">・会社所定の請求書・保険契約者の印鑑証明書・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<子供特約（B型・BⅡ型）>

1. この特約の死亡保険金、この特約の給付金の請求書類

項 目	必 要 書 類
この特約の死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・病理組織検査報告書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
この特約の給付金 ・この特約の入院給付金 ・この特約の在宅療養給付金 ・この特約の診断給付金 ・この特約の通院給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・病理組織検査報告書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（この特約の入院給付金の場合） ・会社所定の様式による医師の在宅療養の証明書（この特約の在宅療養給付金の場合） ・会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（この特約の通院給付金の場合） ・当該被保険者の戸籍抄本 ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<子供特約（E型）>

1. この特約の死亡保険金、この特約の給付金の請求書類

項目	必要書類
この特約の死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・病理組織検査報告書 ・当該被保険者の戸籍抄本 ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
この特約の給付金 ・この特約の入院給付金 ・この特約の在宅療養給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・会社所定の様式による医師の診断書 ・病理組織検査報告書 ・会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（この特約の入院給付金の場合） ・会社所定の様式による医師の在宅療養の証明書（この特約の在宅療養給付金の場合） ・当該被保険者の戸籍抄本 ・受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項目	必要書類
特約の解約	<ul style="list-style-type: none"> ・会社所定の請求書 ・保険契約者の印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

<子供特約〔2000〕>

1. 特約給付金等の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約給付金 ・ 特約診断給付金 ・ 特約入院給付金 ・ 特約在宅療養給付金 ・ 特約通院給付金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 病理組織検査報告書 ・ 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書（特約入院給付金、特約在宅療養給付金の場合） ・ 会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書（特約通院給付金の場合） ・ 当該被保険者の戸籍抄本（ただし、受取人と同一の場合は不要） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約死亡保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） ・ 病理組織検査報告書 ・ 当該被保険者の戸籍抄本 ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
特約の保険料の払込免除	・ 会社所定の請求書 ・ 主契約の被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
特約給付金受取人指定 特則の付加	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

別表21-1 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
2. 上記1の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表22-1 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表21-1に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表23-1 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、別表21-1に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）において、外来による診察、投薬、処置、手術、その他の治療を受けることをいいます。（往診を含みます。）

別表27 悪性新生物

1. 悪性新生物とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 | CD-10 (2013年版) 準拠 (以下、「| CD-10」)」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要在施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇の悪性新生物<腫瘍>	C00
舌根<基底>部の悪性新生物<腫瘍>	C01
舌のその他および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C02
歯肉の悪性新生物<腫瘍>	C03
口（腔）底の悪性新生物<腫瘍>	C04
口蓋の悪性新生物<腫瘍>	C05
その他および部位不明の口腔の悪性新生物<腫瘍>	C06
耳下腺の悪性新生物<腫瘍>	C07
その他および部位不明の大唾液腺の悪性新生物<腫瘍>	C08
扁桃の悪性新生物<腫瘍>	C09
中咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C10
鼻<上>咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C11
梨状陥凹<洞>の悪性新生物<腫瘍>	C12

分類項目	基本分類 コード
下咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C13
その他および部位不明確の口唇、口腔および咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C14
食道の悪性新生物<腫瘍>	C15
胃の悪性新生物<腫瘍>	C16
小腸の悪性新生物<腫瘍>	C17
結腸の悪性新生物<腫瘍>	C18
直腸S状結腸移行部の悪性新生物<腫瘍>	C19
直腸の悪性新生物<腫瘍>	C20
肛門および肛門管の悪性新生物<腫瘍>	C21
肝および肝内胆管の悪性新生物<腫瘍>	C22
胆のう<囊>の悪性新生物<腫瘍>	C23
その他および部位不明の胆道の悪性新生物<腫瘍>	C24
膵の悪性新生物<腫瘍>	C25
その他および部位不明確の消化器の悪性新生物<腫瘍>	C26
鼻腔および中耳の悪性新生物<腫瘍>	C30
副鼻腔の悪性新生物<腫瘍>	C31
喉頭の悪性新生物<腫瘍>	C32
気管の悪性新生物<腫瘍>	C33
気管支および肺の悪性新生物<腫瘍>	C34
胸腺の悪性新生物<腫瘍>	C37
心臓、縦隔および胸膜の悪性新生物<腫瘍>	C38
その他および部位不明確の呼吸器系および胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C39
(四) 肢の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40
その他および部位不明の骨および関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
皮膚のその他の悪性新生物<腫瘍>	C44
中皮腫	C45
カポジ<Kaposi>肉腫	C46
末梢神経および自律神経系の悪性新生物<腫瘍>	C47
後腹膜および腹膜の悪性新生物<腫瘍>	C48
その他の結合組織および軟骨組織の悪性新生物<腫瘍>	C49

分類項目	基本分類 コード
乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
外陰（部）の悪性新生物<腫瘍>	C51
腔の悪性新生物<腫瘍>	C52
子宮頸部の悪性新生物<腫瘍>	C53
子宮体部の悪性新生物<腫瘍>	C54
子宮の悪性新生物<腫瘍>、部位不明	C55
卵巣の悪性新生物<腫瘍>	C56
その他および部位不明の女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C57
胎盤の悪性新生物<腫瘍>	C58
陰茎の悪性新生物<腫瘍>	C60
前立腺の悪性新生物<腫瘍>	C61
精巣<睾丸>の悪性新生物<腫瘍>	C62
その他および部位不明の男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C63
腎盂を除く腎の悪性新生物<腫瘍>	C64
腎盂の悪性新生物<腫瘍>	C65
尿管の悪性新生物<腫瘍>	C66
膀胱の悪性新生物<腫瘍>	C67
その他および部位不明の尿路の悪性新生物<腫瘍>	C68
眼および付属器の悪性新生物<腫瘍>	C69
髄膜の悪性新生物<腫瘍>	C70
脳の悪性新生物<腫瘍>	C71
脊髄、脳神経およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C72
甲状腺の悪性新生物<腫瘍>	C73
副腎の悪性新生物<腫瘍>	C74
その他の内分泌腺および関連組織の悪性新生物<腫瘍>	C75
その他および部位不明確の悪性新生物<腫瘍>	C76
リンパ節の続発性および部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C77
呼吸器および消化器の続発性悪性新生物<腫瘍>	C78
その他の部位および部位不明の続発性悪性新生物<腫瘍>	C79
悪性新生物<腫瘍>、部位が明示されていないもの	C80

分類項目	基本分類コード
ホジキン<Hodgkin>リンパ腫	C81
ろく濾>胞性リンパ腫	C82
非ろく濾>胞性リンパ腫	C83
成熟T/NK細胞リンパ腫	C84
非ホジキン<non - Hodgkin>リンパ腫のその他および詳細不明の型	C85
T/NK細胞リンパ腫のその他の明示された型	C86
悪性免疫増殖性疾患	C88
多発性骨髄腫および悪性形質細胞性新生物<腫瘍>	C90
リンパ性白血病	C91
骨髄性白血病	C92
単球性白血病	C93
細胞型の明示されたその他の白血病	C94
細胞型不明の白血病	C95
リンパ組織 造血組織および単球連組織のその他および詳細不明の悪性新生物<腫瘍>	C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97

(注)分類項目中の代替可能な用語は山括弧<>で表示されます。例えば「新生物<腫瘍>」とは、「新生物」の代替可能な用語が「腫瘍」であることを表しており、「悪性新生物」と「悪性腫瘍」は同義となります。

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学 第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。

なお、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類—腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号	
／3	・・・悪性、原発部位
／6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

上記1には該当しないものの、2に該当する場合には、この保険契約において対象となる悪性新生物とします。例えば、「ICD-10」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるも

のは、上記1には該当しないものの、2に該当するため、この保険契約において対象となる悪性新生物となります。

分類項目	基本分類 コード
真性赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

(注) 「悪性新生物」には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」で病期分類が0期に分類されている病変は、含まれません。したがって、上皮内癌、非浸潤癌、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。

